

(案)

(仮) 泉北環境整備施設組合地域新電力会社の共同設立に関する
協定書

令和7年 月

泉北環境整備施設組合

泉北環境整備施設組合（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、泉北環境整備施設組合地域新電力会社の設立及び運営事業に係るパートナー事業者募集（以下「本公募」という。）における審査結果を受け、（仮）泉北環境整備施設組合地域新電力会社（以下「新電力会社」という。）の共同設立に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が、本公募において乙が優先交渉権者として選定されたことを確認した上で、甲と乙が相互の信頼関係に基づき、地域の特性を生かした地域新電力小売事業を展開する事業会社を共同設立し、小売電気事業を開始するための準備を円滑に進めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、新電力会社の設立に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 乙は、新電力会社設立のための協議において、本事業の「実施要領」記載の「5 パートナー事業者に求める条件等」に記載の内容を遵守し、誠実に対応するものとする。
- 乙は、新電力会社設立のための協議において、本事業の応募手続における甲及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（新電力会社の設立）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、新電力会社の設立及び小売電気事業の開始に向け、綿密に連携し、次の各号に定める事項に取り組むものとする。

- 新電力会社の合弁契約書を作成し、締結すること。
- 新電力会社の定款を作成し、認証を受けること。
- 新電力会社設立の登記書類を作成し、登記を行うこと。
- 前各号に定める事項の他、新電力会社の設立にあたって必要なこと。

2 乙の代表者は、前項の規定において負担した費用について、新電力会社設立後、法令の定める範囲内で新電力会社に請求することができるものとする。

3 甲及び乙のいずれかの責にも帰すべからざる事由により新電力会社の設立に至らなかったときは、既に甲及び乙がその準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

4 甲及び乙の責めに帰すべき事由により新電力会社の設立に至らなかったときは、甲及び乙は既にその準備に関して支出した費用を、相手方に請求できるものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する新電力会社の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をすることはできないものとする。

る。

(提案内容の遵守)

第5条 乙は、本公募において行った事業提案を、甲及び乙の共同出資により設立する新電力会社において実現することに最大限努力するものとする。

2 乙は、前項の事業提案を実現することができない事情が生じた場合には、速やかに甲に報告説明し、甲と今後の対応を協議しなければならない。

3 甲は、乙が第1項の事業提案を実現できないことが前項の報告説明により明白な場合には、本協定を解除できるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲に対して、それまでに生じた経費負担、解除に伴う損害賠償等名目を問わず一切請求しないものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定による活動により生じた事項等の取扱いについては、法令及び条例に基づき、適切に取り扱うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から新電力会社設立の日までとする。

(管轄裁判所)

第8条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、大阪地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

(甲) 大阪府高石市取石6丁目9番40号
泉北環境整備施設組合
管理者 辻 宏康

(乙) [所在地]
[商号]
[代表者名]